

石岡市街並み修景ガイドライン概要版（先導的な景観形成地区）

1 ガイドラインの目的

街並み修景ガイドラインは、地域の資源を守り、歴史・文化・自然を大切に魅力ある景観形成を目的として、地区の景観づくりの基本方針や基準を示すものです。本ガイドラインの基準に沿って、市民一人ひとりが建築物等の修理・修景にご協力いただくことで、石岡らしい景観が磨かれていきます。

市は、平成27年12月に「石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業基金」を設立し、市民等が行う建築物等の修景事業を支援することで、良好な景観づくりを推進しています。

2 ガイドラインの見方

ガイドラインで示す修理・修景基準は、「一般基準」と「補助基準」の2つに区分しています（一般基準には○、補助基準には◎を付けています）。「一般基準」については、対象地区に土地、建物等を所有する皆様全員に守っていただきたい基準を示していますので、建築物等の建築や改築を行う際には、この基準を満たした修理・修景に御協力をお願いいたします。

- ・【一般基準（○）】地区の景観づくりのために最低限守っていただきたい基準
- ・【補助基準（◎）】より良好な景観づくりのために積極的に守っていただきたい基準

補助を受けずに修理・修景を行う場合	・○の項目は、できる限り全て満たすように修理・修景を計画してください。 ・◎の項目についても、積極的に取り入れるようにしてください。
補助を受けて修理・修景を行う場合	○及び◎の項目を全て満たすように修理・修景を計画してください。

3 対象地区

対象地区は、八郷の先導的な景観形成地区となります（右図のとおり）。

この地区は、朝日トンネルの周辺に位置しており、のどかな農村風景が残されています。この景観を守るため、市は平成24年に石岡市景観計画の先導的な景観形成地区に指定しました。

この地区の主要道路沿いには観光果樹園の販売小屋や屋外広告物が多く見受けられ、農村景観との調和が課題となっています。



3 景観づくりの基本方針

- 豊かな自然・里山をいかした農村景観づくり
- 観光資源との調和を図った景観づくり

4 先導的な景観形成地区の主な修理・修景基準

(1) 建築物（店舗）の修景基準

項目	基準
形態意匠	○自然・農村景観に配慮します。／◎和風（特に和モダン風）の形態意匠とします。
高さ，面積等	○山並みの眺望や農村景観を阻害しないよう高さ，位置，規模等に配慮します。 ◎高さは，4 m以下，1階以下とします。床面積は30㎡以下とします。
外壁	○木板等の自然素材，金属板又はサイディングを使用します。
屋根	○勾配屋根とします。（◎3～5寸勾配，切妻の形式を基本とします。）
色彩	○農村景観に調和させます。 ◎外壁や屋根に使用する色はR，YR，Yで，明度2以上，彩度4以下とします。
その他	◎修景と併せて，敷地内にベンチを設置するなど観光客に対する休憩スペースの設置を行います。

(2) 屋外広告物の修景基準

項目	基準
形態意匠	○山並みや農村景観に調和した大きさ，色彩，形態意匠等とします。
高さ	◎4 m以下とします。
色彩	◎ベースカラーは，R，YR，Y，明度2以上，彩度4以下とします。 ◎アクセントカラーは，全体に占める割合を30%以下に抑えます。
設置場所	◎窓面・屋上利用広告は設置しません。

【建築物の修景例】



屋根

切妻の形状をとり，黒系の色彩を使用することで，景観に配慮

外壁

白や茶系の色彩を使用することで，落ち着いた雰囲気を演出

【広告物の修景例】



色彩

全体的に茶系の色彩とし，アクセントカラーの面積を抑えることで農村景観との調和に配慮

5 補助の概要

補助対象区域	補助対象物件	補助率	限度額
先導的な景観形成地区 (フルーツライン沿線)	建築物	4 / 5 以内	300万円
	設備	4 / 5 以内	100万円
	広告物	4 / 5 以内	50万円
	自動販売機	4 / 5 以内	20万円

6 補助金の交付を受けるに当たって

補助金の交付を受ける場合は，事業着手前に市に申請し，補助事業の認定を受ける必要があります。

認定の基準は，「(1)ガイドラインの基準を満たすこと」，「(2)まちの魅力づくりや活性化に寄与すること」となっており，市景観調査委員会での事業審査を経て認定します。

実際に補助を受けようとする場合には，ガイドライン本編や補助要綱で詳しい内容を確認ください。

申請・問い合わせ

〒315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1 石岡市 都市建設部 都市計画課
TEL 0299-23-1111 / FAX 0299-22-6070 / MAIL toshikei@city.ishioka.lg.jp